

3-2-12 太陽光発電事業等を行う場合の特別償却について

Q 太陽光発電事業等を行う場合の特別償却について教えてください。

A 太陽光発電事業のうち、全量売電事業については適用される特別償却制度はありません。
ただし、発電した電力のすべてを自家消費する全量自家消費、発電した電力の 50%以上を自家消費し、残余を売電する余剰売電については、一定の要件のもと特別償却制度の適用があります。

(I)

解説

発電の形態としては、①発電した電力のすべてを売電する全量売電、②発電した電力のすべてを自家消費する全量自家消費、③発電した電力の一部を自家消費し、残余を売電する余剰売電という概ね 3 種類があります。

中小企業経営強化税制は、中小事業者等が経営力向上計画の認定を受けた機械装置等の一定の設備を指定事業の用に供した場合に、法人税または所得税について、即時償却または取得価額の 10%等の税額控除の適用を認める制度です。平成 31 年度税制改正により 2 年間延長され、令和 3 年 3 月供用設備までが期限となっています。

中小企業経営強化税制は、電気業が指定事業から除かれているため、全量売電設備に対しては適用がありませんが、設備をわずかでも指定事業の用に供せば、要件を充足する旨の法令・通達となっていたため、発電電力の一部を指定事業において消費する自家消費型や余剰売電型の発電設備には、同税制の適用がありました。

この点に関し、例えば野立ての太陽光発電設備の発電電力を自動販売機で、わずかに自家消費し、残余を売電する余剰売電など、さほどの電力を使用しない形態も見受けられ、問題視され、平成 31 年 4 月より、「経営力向上計画の実施期間のうち、経営力向上計画に基づき導入する発電設備等により発電される電気の販売を行おうとする期間において、その発電設備等により発電される電気のうち販売のための電気の占める割合が 2 分の 1 を超える場合」(つまり、売電割合 50%超、自家消費割合 50%未満の場合)については、中小企業経営強化税制の適用対象外とすることとされ、適用対象は、売電割合 50%以下の場合となっています。